

東京都カーリング協会「旅費規程」

(目的)

第1条 この規程は、東京都カーリング協会（以下「本協会」と言う。）の役員、事務局担当及び協会補助スタッフ等（以下「役員等」と言う。）が本協会理事会、事務局会議、委員会、競技会、ブロック協議会等その他行事（以下「会議等」という。）に出席するために支給する旅費に関し基準を定めたものである。

(定義)

第2条 旅費とは交通費、宿泊費及び日当をいう。

- ② 交通費とは、会議等が実施される場所へ向かうために、鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等、パッケージ旅行費その他交通手段を利用した費用をいう。
- ③ 宿泊費とは、会議等に出席するために利用する宿泊施設に支払う費用をいう。
- ④ 日当とは、交通費及び宿泊費以外に役員等に対して支給する手当をいう。

(旅費の計算)

第3条 交通費は原則として実費支給とし、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的及び合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法により計算するものとする。

- 2 鉄道、船、航空、バス賃と宿泊費を含むパッケージ旅行が第3条（旅費の計算）により計算された運賃より経済的な場合、その実費を支給することができる。
- 3 交通費の金額については、実際に要した金額に関わらず、本協会会長及び専務理事の判断により増減することができる。

(宿泊費の計算)

第4条 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、旅行中の夜数に応じて10,000円（素泊まり又は朝食付き料金）を上限とし、その実費を支払うことができる。なお、宿泊費に昼食、夕食若しくはその両方が含まれる場合には、本協会会長及び専務理事は第6条1項で支払う日当を減額することができるものとする。

- 2 旅行中の夜数については合理的な期間とし、それを基準とした日数の宿泊費を支給するものとする。
- 3 支給する宿泊費の日数については、その内容に従い本協会会長及び専務理事の判断により増減することができる。

(理事会等)

第5条 本協会理事会への出席者には、前条によることなく、1日当たり1千円を交通費として支給するものとする。ただし、役員等及び協会の出席要請により出席した者に限るものとする。

- 2 本協会事務局会議及び委員会への出席者には、1日当たり1千円を交通費として支給する。ただし、役員等及び部会の議題に関係する役員等の要請により出席した者に限るものとする。

(その他の業務)

第6条 本協会の依頼により前条以外の業務に従事する者には、下記の表に定める額を

支給するものとする。ただし、その金額については、本協会会長及び専務理事の判断により増減することができる。

- 2 交通費及び宿泊費の算定根拠となる交通経路及び宿泊場所等の選定に関し、支給金額の軽減に合理的な範囲で努めるものとする。
- 3 業務地が国外となる場合については、その旅費及び日当については、本協会理事会において別途定めるものとする。
- 4 公益社団法人日本カーリング協会（以下「JCA」と言う。）、都道府県協会、その他カーリングに関する団体が開催する行事（懇親会等）に参加することにより支出を余儀なくされる場合には、その実費の半額を支給することとする。ただし、事前に本協会会長又は専務理事に承認を得るものとする。

業務内容	交通費	宿泊費	日当	食費
本協会主催大会 審判およびスタッフ	実費	実費	3,000 円/日	1,000 円/回 大会が 18 時以降になる場合、宿泊の場合は夜についても支給
他協会等主催大会 審判およびスタッフ	実費不足相当額	実費不足相当額	不支給	不支給
大会引率	実費	実費	3,000 円/日	1,000 円/回 大会が 18 時以降になる場合、宿泊の場合は夜についても支給
JCA 理事会・専門委員会 JCA からの招集	実費不足相当額	実費不足相当額	不支給	不支給
カーリング関連施設・団体との会議	実費不足相当額	実費不足相当額	不支給	不支給
本協会請負団体インストラクター等	要請者負担	要請者負担	要請者負担	要請者負担
取材対応	原則は要請者負担であるが、TCC 練習会等の取材対応については実費	原則は要請者負担であるが、TCC 練習会等の取材対応については実費	原則は要請者負担であるが、TCC 練習会等の取材対応については 3000 円/日	不支給
ジュニアの大会前練習およびオープン大会参加時の指導・引率 (TCA として実施する練習会に限る) *事前に理事会へ連絡すること	実費	実費	3,000 円/日	1,000 円/回 大会が 18 時以降になる場合、宿泊の場合は夜についても支給
ジュニア育成事業の指導 (TCC 練習会で実施)	不支給	不支給	3,000 円/日	不支給

(同一日における複数業務に従事する場合の調整)

第7条 同一日において前2条のうち複数に該当する者に対しては、原則として各条に規定する額のうち最も額の多いもののみを旅費として支給するものとし、併給は行わないものとする。

(旅費の調整)

第8条 本協会会長又は専務理事は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

2 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、本協会会長が定める。

(変更)

第9条 この規程は、協会理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この旅費規程は、平成27年3月28日から施行する。
- 2 この改正旅費規定は、平成30年5月1日から施行する。
- 3 この改定旅費規定は、令和3年5月1日から施行する。
- 4 この改定旅費規定は、令和4年5月1日から施行する。